

○岡崎市養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム並びに軽費老人ホームの設備及び
運営の基準に関する条例

平成24年12月25日

条例第56号

改正 平成30年3月23日条例第17号

(岡崎市養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム並びに軽費老人ホームの設備及び運営の
基準に関する条例等の一部を改正する条例第1条)

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 養護老人ホーム(第3条～第10条)

第3章 特別養護老人ホーム

第1節 特別養護老人ホーム(第11条～第15条)

第2節 ユニット型特別養護老人ホーム(第16条～第20条)

第3節 地域密着型特別養護老人ホーム(第21条～第24条)

第4節 ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム(第25条～第27条)

第4章 軽費老人ホーム(第28条～第33条)

第5章 雑則(第34条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、老人福祉法(昭和38年法律第133号。以下「法」という。)第17条第1項の規定に基づく養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準並びに社会福祉法(昭和26年法律第45号)第65条第1項の規定に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法又は社会福祉法において使用する用語の例による。

第2章 養護老人ホーム

(基本方針)

第3条 養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画(以下「処遇計画」という。)に基

づき、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。

2 養護老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って処遇を行うよう努めなければならない。

3 養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気をもつ、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇に努めるとともに、市、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(職員)

第4条 養護老人ホームは、次に掲げる職員を規則で定める基準により置かなければならない。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員50人未満の養護老人ホーム(併設する特別養護老人ホームの栄養士との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営が見込まれるとともに、入所者の処遇に支障がないものに限る。)にあつては第6号の栄養士を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあつては第7号の調理員を、その他規則で定める養護老人ホームにあつては規則で定める職員を置かないことができる。

(1) 施設長

(2) 医師

(3) 生活相談員

(4) 支援員

(5) 看護師又は准看護師(以下「看護職員」という。)

(6) 栄養士

(7) 調理員、事務員その他の職員

2 前項各号に掲げる職員のうち、常勤とする者及び他の職務に従事することができる者については、規則で定める。

(構造設備の一般原則)

第5条 養護老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(規模)

第6条 養護老人ホームの規模は、20人(特別養護老人ホームに併設する場合にあっては、10人)以上の人員を入所させることができるものでなければならない。

(設備)

第7条 養護老人ホームの建物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)又は準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。)でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たし、かつ、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 養護老人ホームは、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、かつ、入所者の処遇に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

(1) 居室

(2) 静養室

(3) 食堂

(4) 集会室

(5) 浴室

(6) 洗面所

(7) 便所

(8) 医務室

(9) 調理室

(10) 宿直室

(11) 職員室

(12) 面談室

(13) 洗濯室又は洗濯場

(14) 汚物処理室

(15) 霊安室

(16) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

4 前項第1号の居室は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

(1) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入所者への処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

(2) 入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。

5 前各項に定めるもののほか、養護老人ホームの設備に関し必要な基準は、規則で定める。

(処遇の方針)

第8条 養護老人ホームは、入所者について、当該入所者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、心身の状況等に応じ、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を行わなければならない。

2 入所者の処遇は、処遇計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。

3 養護老人ホームは、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明しなければならない。

4 養護老人ホームは、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

5 養護老人ホームは、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに理由を記録しなければならない。

6 養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 支援員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(秘密保持等)

第9条 養護老人ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 養護老人ホームは、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所

者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。

(苦情等への対応)

第10条 養護老人ホームは、入所者及びその家族からの処遇に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 養護老人ホームは、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

第3章 特別養護老人ホーム

第1節 特別養護老人ホーム

(基本方針)

第11条 特別養護老人ホームは、入所者に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めなければならない。

2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇計画に基づき、可能な限り、入所者の居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談、援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。

3 特別養護老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って処遇を行うよう努めなければならない。

4 特別養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(職員)

第12条 特別養護老人ホームは、次に掲げる職員を規則で定める基準により置かなければならない。ただし、入所定員が40人を超えない特別養護老人ホームで、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営が見込まれるとともに、入所者の処遇に支障がないものにあつては第5号の栄養士を、規則で定める特別養護老人ホームにあつては規則で定める職員を置かないことができる。

(1) 施設長

(2) 医師

- (3) 生活相談員
- (4) 介護職員又は看護職員
- (5) 栄養士
- (6) 機能訓練指導員
- (7) 調理員、事務員その他の職員

2 前項各号に掲げる職員のうち、常勤とする者及び他の職務に従事することができる者については、規則で定める。

(設備)

第13条 特別養護老人ホームの建物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物でなければならない。ただし、規則で定める特別養護老人ホームの建物は、準耐火建築物とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たし、かつ、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 特別養護老人ホームは、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該特別養護老人ホームの効果的な運営が見込まれる場合であって、かつ、入所者の処遇に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 静養室
- (3) 食堂
- (4) 浴室
- (5) 洗面設備
- (6) 便所
- (7) 医務室
- (8) 調理室
- (9) 介護職員室
- (10) 看護職員室
- (11) 機能訓練室
- (12) 面談室

- (13) 洗濯室又は洗濯場
- (14) 汚物処理室
- (15) 介護材料室
- (16) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

4 前項第1号の居室は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

- (1) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、入所者のプライバシーの確保に配慮した上で、2人以上4人以下とすることができる。
- (2) 入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。

5 前各項に定めるもののほか、特別養護老人ホームの設備に関し必要な基準は、規則で定める。

(処遇の方針)

第14条 特別養護老人ホームは、入所者について、当該入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該入所者の心身の状況等に応じ、その処遇を適切に行わなければならない。

- 2 入所者の処遇は、処遇計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。
- 3 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明しなければならない。
- 4 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 5 特別養護老人ホームは、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 6 特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に

実施すること。

7 特別養護老人ホームは、自らその行う処遇の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(準用)

第15条 第5条、第9条及び第10条の規定は、特別養護老人ホームについて準用する。

第2節 ユニット型特別養護老人ホーム

(この節の趣旨)

第16条 前節(第12条を除く。)の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホーム(施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。))により一体的に構成される場所(以下「ユニット」という。))ごとに入居者の生活が営まれ、当該入居者に対する支援が行われる特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第17条 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型特別養護老人ホームは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(設備)

第18条 ユニット型特別養護老人ホームの建物(入居者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物でなければならない。ただし、規則で定めるユニット型特別養護老人ホームの建物は、準耐火建築物とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たし、かつ、火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 ユニット型特別養護老人ホームは、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、

他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該ユニット型特別養護老人ホームの効果的な運営が見込まれる場合であって、かつ、入居者へのサービスの提供に支障がないときは、第2号から第8号までに掲げる設備の一部を設けないことができる。

(1) ユニット

- ア 居室
- イ 共同生活室
- ウ 洗面設備
- エ 便所

(2) 浴室

(3) 医務室

(4) 調理室

(5) 洗濯室又は洗濯場

(6) 汚物処理室

(7) 介護材料室

(8) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

4 前項第1号アの居室は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

(1) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入居者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね10人以下としなければならない。

(3) 一の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

ア 10.65平方メートル以上とすること。ただし、第1号ただし書に規定する場合にあつては、21.3平方メートル以上を標準とすること。

イ ユニットに属さない居室を改修したものについては、居室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じる場合は、入居者相互の視線の遮断を確保すること。

5 前各項に定めるもののほか、ユニット型特別養護老人ホームの設備に関し必要な基準は、規則で定める。

(サービスの取扱方針)

第19条 入居者へのサービスの提供は、入居者が、その有する能力に応じ、自らの生活様

式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

- 2 入居者へのサービスの提供は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。
- 3 入居者へのサービスの提供は、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。
- 4 入居者へのサービスの提供は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該入居者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。
- 5 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者へのサービスの提供に当たっては、入居者又はその家族に対し、当該サービスの提供方法その他必要な事項について、理解しやすいように説明しなければならない。
- 6 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者へのサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 7 ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 8 ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的の実施すること。
- 9 ユニット型特別養護老人ホームは、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(準用)

第20条 第5条、第9条及び第10条の規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準

用する。

第3節 地域密着型特別養護老人ホーム

(この節の趣旨)

第21条 前2節の規定にかかわらず、地域密着型特別養護老人ホーム(入所定員が29人以下の特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(職員)

第22条 地域密着型特別養護老人ホームは、次に掲げる職員を規則で定める基準により置かなければならない。ただし、規則で定める地域密着型特別養護老人ホームにあつては、規則で定める職員を置かないことができる。

- (1) 施設長
- (2) 医師
- (3) 生活相談員
- (4) 介護職員又は看護職員
- (5) 栄養士
- (6) 機能訓練指導員
- (7) 調理員、事務員その他の職員

2 前項各号に掲げる職員のうち、常勤とする者及び他の職務に従事することができる者については、規則で定める。

(設備)

第23条 地域密着型特別養護老人ホームの建物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物でなければならない。ただし、規則で定める地域密着型特別養護老人ホームの建物は、準耐火建築物とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たし、かつ、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 地域密着型特別養護老人ホームは、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営が見込まれる場合であつて、かつ、入所者の処遇に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 静養室
- (3) 食堂
- (4) 浴室
- (5) 洗面設備
- (6) 便所
- (7) 医務室
- (8) 調理室
- (9) 介護職員室
- (10) 看護職員室
- (11) 機能訓練室
- (12) 面談室
- (13) 洗濯室又は洗濯場
- (14) 汚物処理室
- (15) 介護材料室
- (16) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

4 前項第1号の居室は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

- (1) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
- (2) 入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。

5 前各項に定めるもののほか、地域密着型特別養護老人ホームの設備に関し必要な基準は、規則で定める。

(準用)

第24条 第5条、第9条から第11条まで及び第14条の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。

第4節 ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム

(この節の趣旨)

第25条 前3節(第22条を除く。)の規定にかかわらず、ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム(施設の全部においてユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)の基本方針並びに設

備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(設備)

第26条 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物(入居者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物でなければならない。ただし、規則で定めるユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物は、準耐火建築物とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たし、かつ、火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営が見込まれる場合であって、かつ、入居者へのサービスの提供に支障がないときは、第2号から第8号までに掲げる設備の一部を設けないことができる。

(1) ユニット

ア 居室

イ 共同生活室

ウ 洗面設備

エ 便所

(2) 浴室

(3) 医務室

(4) 調理室

(5) 洗濯室又は洗濯場

(6) 汚物処理室

(7) 介護材料室

(8) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

4 前項第1号アの居室は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

(1) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入居者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近

接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね10人以下としなければならない。

(3) 一の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

ア 10.65平方メートル以上とすること。ただし、第1号ただし書に規定する場合にあつては、21.3平方メートル以上を標準とすること。

イ ユニットに属さない居室を改修したものについては、居室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じる場合は、入居者相互の視線の遮断を確保すること。

5 前各項に定めるもののほか、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備に関し必要な基準は、規則で定める。

(準用)

第27条 第5条、第9条、第10条、第17条及び第19条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。

第4章 軽費老人ホーム

(基本方針)

第28条 軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であつて、家族による援助を受けることが困難なものを入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談、援助及び社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指すものでなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスの提供を行うよう努めなければならない。

3 軽費老人ホームは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(職員)

第29条 軽費老人ホームは、次に掲げる職員を規則で定める基準により置かなければならない。ただし、入所定員が40人以下又は他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより効果的な運営が見込まれる軽費老人ホーム(入所者に対するサービスの提供に支障がない場合に限る。)にあつては第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する軽費

老人ホームにあつては第6号の調理員を置かないことができる。

- (1) 施設長
- (2) 生活相談員
- (3) 介護職員
- (4) 栄養士
- (5) 事務員
- (6) 調理員その他の職員

2 前項各号に掲げる職員のうち、常勤とする者及び他の職務に従事することができる者については、規則で定める。

(設備)

第30条 軽費老人ホームの建物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たし、かつ、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 軽費老人ホームの立地に当たっては、入所者の外出の機会や地域住民との交流の機会が確保されるよう努めなければならない。

4 軽費老人ホームは、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該軽費老人ホームの効果的な運営が見込まれる場合であつて、かつ、入所者に対するサービスの提供に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 談話室、娯楽室又は集会室
- (3) 食堂
- (4) 浴室
- (5) 洗面所
- (6) 便所
- (7) 調理室
- (8) 面談室
- (9) 洗濯室又は洗濯場

(10) 宿直室

(11) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

5 前項第1号の居室は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

(1) 一の居室の定員は、1人とする。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

(2) 一の居室の床面積は、21.6平方メートル(次号の設備を除いた有効面積は14.85平方メートル)以上とすること。ただし、前号ただし書の場合にあっては、31.9平方メートル以上とすること。

(3) 洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設けること。

6 前項の規定にかかわらず、10程度の数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の入所者が談話室、娯楽室又は集会室及び食堂として使用することが可能な部屋をいう。)により構成される区画における居室については、次のとおりとする。

(1) 一の居室の定員は、1人とする。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

(2) 一の居室の床面積は、15.63平方メートル(次号の設備を除いた有効面積は13.2平方メートル)以上とすること。ただし、前号ただし書の場合にあっては、23.45平方メートル以上とすること。

(3) 洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設けること。ただし、共同生活室ごとに便所及び調理設備を適当数設ける場合にあっては、居室ごとの便所及び簡易な調理設備を設けないことができる。

7 前各項に定めるもののほか、軽費老人ホームの設備に関し必要な基準は、規則で定める。

(対象者)

第31条 軽費老人ホームの入所者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難なものであること。

(2) 60歳以上の者であること。ただし、その者の配偶者、3親等内の親族その他特別な事情によりその者とともに入所させることが必要と認められる者については、この限りでない。

(サービス提供の方針)

第32条 軽費老人ホームは、入所者について、安心して生き生きと明るく生活できるよう、当該入所者の心身の状況や希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供しなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供に当たっては、入所者又はその家族に対し、サービスの提供上必要な事項について、理解しやすいように説明しなければならない。

3 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供に当たっては、当該サービスの提供を受ける入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

4 軽費老人ホームは、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

5 軽費老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的の実施すること。

(準用)

第33条 第5条、第9条及び第10条の規定は、軽費老人ホームについて準用する。

第5章 雑則

(規則への委任)

第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する養護老人ホームにおける第7条第4項の規定の適用については、同項第1号中「1人とすること。ただし、入所者への処遇上必要と認められ

る場合は、2人とすることができる」とあるのは「原則として2人以下とすること」と、同項第2号中「10.65平方メートル」とあるのは「収納設備等を除き、3.3平方メートル」と読み替えるものとする。

- 3 この条例の施行の際現に存する特別養護老人ホーム(基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)における第13条第4項第1号の規定の適用については、同号中「1人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、入所者のプライバシーの確保に配慮した上で、2人以上4人以下とすることができる」とあるのは、「4人以下とすること」と読み替えるものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、平成12年4月1日前から存する特別養護老人ホーム(同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。次項において同じ。)における第13条第4項の規定の適用については、同項第1号中「1人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、入所者のプライバシーの確保に配慮した上で、2人以上4人以下とすることができる」とあるのは「原則として4人以下とすること」と、同項第2号中「10.65平方メートル」とあるのは「収納設備等を除き、4.95平方メートル」と読み替えるものとする。
- 5 昭和62年3月9日前から存する特別養護老人ホームにおける前項の規定の適用については、同項中「原則として4人以下とすること」とあるのは、「8人以下とすること」と読み替えるものとする。
- 6 昭和62年3月9日前から存する特別養護老人ホーム(平成16年4月1日以降に全面的に改築されたものを除く。)については、第13条第3項第14号及び第18条第3項第6号の規定は、当分の間、適用しない。

附 則(平成30年3月23日条例第17号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。